

進路だより



富岡特別支援学校
移行支援部 No. 3
令和 7 年 9 月 2 日 (火)

令和 7 年度 富岡特別支援学校 ネットワーク支援会

7 月 24 日、ネットワーク支援会が行われました。本校児童生徒の保護者様のほか、小中学校の特別支援学級在籍、また通級指導教室に通う児童生徒及び保護者様が大勢参加されました。

今回は、本校高等部及び進路指導の説明の後、群馬富岡公共職業安定所から森田裕也様、あさひ社会保険労務士事務所から浅田均様を講師にお迎えして、情報提供や研修会が行われました。下記をご覧ください。

その後の個別相談では、浅田様、森田様、富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町の各障害福祉担当者様にご対応いただきました。

本校の進路学習について（一部抜粋）

特別支援学校の進路学習

- 高等部を卒業すると、「特別支援学校高等部卒業」資格を得られます。「高校卒業資格」とは異なります。
- 生徒一人一人が自分の適性に合った、やりがいを感じられる進路を定めるために、高等部1年生から、段階を追って、進路学習をしていきます。

就業体験について（現場実習）

- 普段の学校生活で働く力を付け、校内実習、職場見学、職場体験などを経て、卒業後の社会的・職業的自立を目指して現場実習をします。
- 複数の事業所・企業で実習を重ね、実習をした職場の中から、本人のやる気と、受け入れ体制が一致したところに就労します。



職業安定所（ハローワーク）の森田様より、卒業後の就労生活についてお話がありました。（一部抜粋）

仕事をするために大切なこと

基本

- 健康でいること
- 元気にあいさつ
- 遅刻や欠勤はしない
- 分からないことは聞く
- きまりを守る

応用

- 仕事の目的を理解し、積極的に仕事に取り組む
- やりがいや責任感をもって取り組む
- 自分の仕事を集中して行い、最後までやり通す
- 分からないことを認識し、周囲の人に質問する
- 希望の労働条件（進路）を見つける

これらは特別支援学校で学習する

特別支援学校での学習が就職に繋がる

障害者雇用について

障害者とは

- 身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者（障害者雇用促進法第2条第1号）
- 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者（発達障害者・難治性疾患患者等）

障害者手帳と障害者雇用

- 障害者手帳を所持されている方は、原則として障害者雇用が選択肢となる。
- 高等学校を卒業された場合、特別支援学校高等部を卒業された場合、いずれの場合も障害者雇用が選択肢となる。

卒業後の進路先

雇用契約の場合、A型事業所・特例子会社・一般企業がある。

知的障害者の産業別実雇用数（群馬県内）は、

医療、福祉・卸売業、小売業・製造業が多い



就職までの流れ（ハローワーク紹介の場合）



就業体験のねらい

- 生徒の適性（得意なこと・不得意なこと）を知るきっかけとなる。
- 生徒の進路・就職先の決定につながる。
- 適性に応じて企業が仕事内容を決めるきっかけとなる。

ハローワークにご相談ください

離職する前にハローワークへ

- ハローワークは「失業したら行く場所」ではありません。
- ハローワークは「仕事について考えることができる場所」です。
- 職業相談のスペシャリストがカウンセリングいたします。
- 「仕事を続ける」「転職する」どちらも素晴らしいです。
- キャリアプランと一緒に考え、アドバイスします。
- 失業した場合は、失業給付をお支払いします（条件有り）。
- 障害者就業・生活支援センター（甘楽富岡地域はトータス）などの各種支援機関への取り次ぎも行います。



労務士事務所の浅田様より、障害基礎年金についてわかりやすく教えていただきました。

障害年金の種類・金額

- 障害基礎年金 1級、2級
- 障害厚生年金 1級、2級、3級

◆金額（令和7年度）

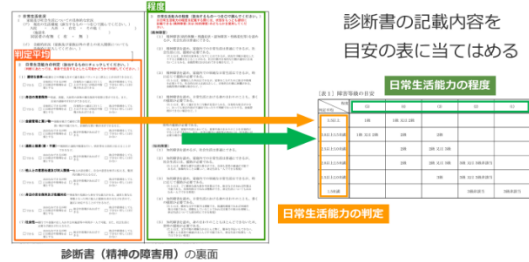
障害基礎年金

2級 年額831,700円（月額 約69,000円）

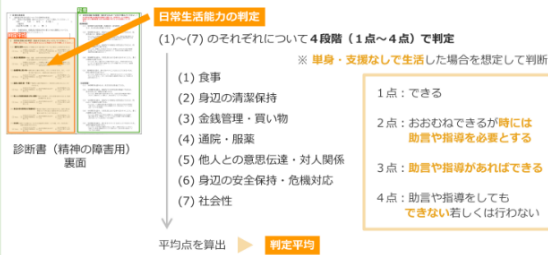
1級 年額1,039,625円（月額 約86,000円）

知的障害で請求する場合、障害基礎年金での請求となります。

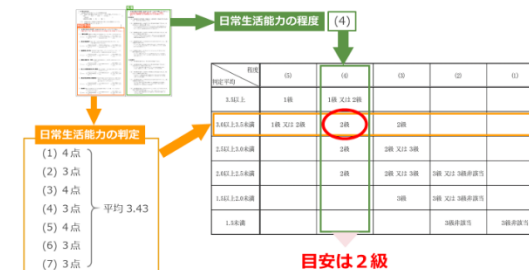
■ 障害等級の目安と診断書との関係



■ 日常生活能力の判定平均



■ 目安の表への当てはめ方（例）



● 障害等級判定ガイドラインについて

等級判定の流れとして、ガイドラインで定める「障害等級の目安」を参考にしつつ、ガイドライン中の「総合評価の際に考慮すべき要素の例」で提示する様々な要素を考慮した上で、認定医が専門的な判断に基づき、総合的に判定します。その時に、日常生活能力の判定が大切です。

日常生活能力

- (1) 適切な食事
- (2) 身の清潔保持
- (3) 金銭管理と買い物
- (4) 通院と服薬
- (5) 他人との意思伝達及び対人関係
- (6) 身の安全保持及び危機対応
- (7) 社会性

具体的な評価（3点、4点）のイメージ

■ 日常生活能力の判定

- (1) 適切な食事⇒配膳などの準備も含め、適当量を栄養バランスよく摂ることができるか。
- (2) 身の清潔保持⇒洗面、洗髪、入浴等の身体の清潔保持や着替え等ができるか。
また、自室の清掃や片づけができるか。
- (3) 金銭管理と買い物⇒金銭を自分で適切に管理し、やりくりがほぼできるか。
また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるか。
- (4) 通院と服薬⇒病状を主治医に伝えることができるか。一人で通院、薬の管理が自分で行えるか。
- (5) 他人との意思伝達及び対人関係⇒他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動ができるか。
- (6) 身の安全保持及び危機対応⇒事故等の危険から身を守る能力があるか。
通常と異なる事態となった場合、他人に援助を求められるか。
- (7) 社会性⇒銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能か。
社会生活に必要な手続きが行えるか。

上記(1)～(7)それぞれを、単身・支援なしで生活した場合を想定して判断します。また、障害等級の目安は総合評価時の参考になりますが、個々の等級判定は、診断書などに記載される他の要素も含めて総合的に評価されます。療育手帳の等級は、年金の等級に直接的な影響はありません。

● 今から準備できること

- (1) 診断書を書いてくれる医療機関を探しておきましょう。一番よいのは精神科ですが、予約しても半年以上待つことがあります。かかりつけの内科等で書いてもらうことも可能なため、相談してください。
- (2) 日常生活の様子をメモしておきましょう。診断書作成の際、医師が参考にすることができます。メモする場合は、等級判定ガイドラインを意識することが大切です。

● 「障害年金＝生活の基礎的な収入」

障害年金を受給し、足りない部分は周囲のサポートを受けながら仕事をする事で、社会とつながりをもちながら、自分らしく生活していく。障害年金にはそうした役割もあると考えています。

お子さんが20歳になってから動き出すのでは遅いので、今から準備をしていきましょう。



PTA 施設見学会ではお世話になりました。

ご報告は次号以降に行います。参加された保護者の皆様、ありがとうございました。